

踏切道手前部の視覚障害者誘導用ブロックの整備について

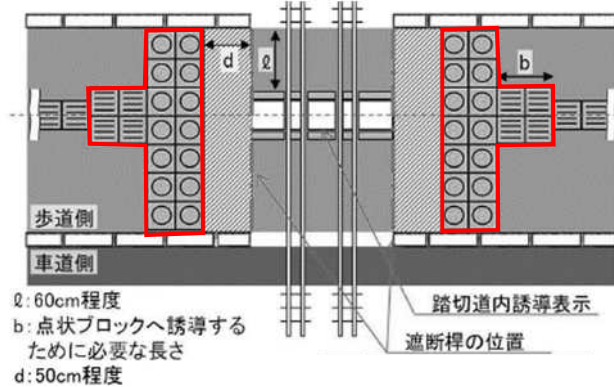
1. 概要

令和4年4月に奈良県大和郡山市内において発生した、視覚に障害がある歩行者が踏切道内において列車と接触し、死亡する事故を受けて、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」が令和4年6月に改定され、踏切道の安全対策が盛り込まれた。その後、踏切道での視覚障害者誘導方法に関する実証実験や視覚障害者団体、学識経験者等で構成する「踏切道等における視覚障害者誘導対策WG」等での議論を踏まえ、令和6年1月に「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」が再度改定された。

これらを受けて、品川区道と交差する踏切全26箇所のうち、14箇所について、令和5年度に踏切道手前部に視覚障害者誘導用ブロックを整備する。

2. 踏切道手前部の設置例

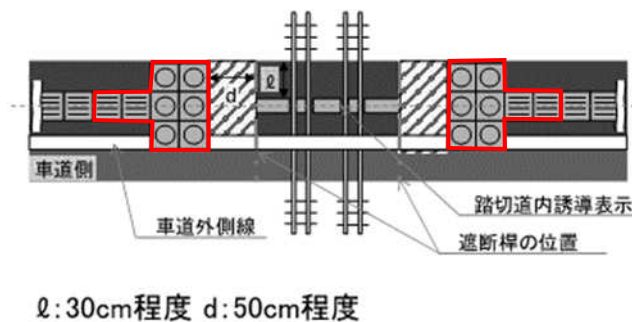
【歩道等の幅員が概ね2m以上の設置方法】



点状ブロックは
歩道の全幅設置

線状ブロックは
2枚×2列設置

【歩道等がない又は有効幅員が狭い場合の設置方法】



点状ブロックは
3枚×2列設置

線状ブロックは
1枚×2列設置

3. 設置場所

東急大井町線戸越公園駅周辺	6箇所
東急大井町線荏原町駅周辺	4箇所
東急池上線旗の台駅周辺	4箇所